

令和6年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 白鳩会
代表者氏名	理事長 栗本 広美
法人の所在地	東大阪市桜町9-5
法人の電話番号	072-984-8827

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	白鳩チルドレンセンター八雲中
施設の所在地	守口市八雲中町1-22-3
連絡先	電話番号06-6909-0061 FAX 06-6909-0115
管理者	園長 今中 俊介
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0歳児 12人 3歳児 21人(2号認定) 5人(1号認定) 1歳児 18人 4歳児 21人(2号認定) 5人(1号認定) 2歳児 21人 5歳児 21人(2号認定) 5人(1号認定) 合計 129人
開設年月日	平成27年4月1日

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	認定こども園法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育、保育を行うほか、1号認定および地域の子どもに対し、幼保連携型認定こども園教育・要領に掲げる目標が達成されるよう教育を行い、円滑な小学校への接続を目的とします。
理念	<p>教育・保育理念</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもは子ども同士認め合い、助け合い、励まし合い、学び合う子ども社会の中で成長することが望ましいと考えます。・私達は子どもの個性・人格を尊重し、自立を促し、日々の生活の中で家族とともにその成長・発達の援助を行います。 <p>教育・保育方針</p> <ol style="list-style-type: none">1. 社会福祉法人白鳩会 保育メソッド「一日の流れ」を中心に、子ども達が生き生きと生活できる環境を整え、自己を十分発揮し、人として『生きる力』を育む。2. 在園児および地域の子育ての支援を行う。3. 愛着関係を確立させ、子どもとの継続的な信頼関係を築く。 <p>教育・保育目標</p> <ul style="list-style-type: none">・乳幼児期の愛着関係を基盤とし、認知能力(記憶、計算、判断、決定、言語理解など)と非認知能力(意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、思いやり、自己肯定感など)を育む。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1294.09 m ²		
	園庭	416.86 m ²		
建物	構造	R C構造 2階		
	延べ面積	1005.1 m ²		
施設の内容	保育室	4室	遊戯室	1室
	乳児室・ほふく室	2室	保健室	1室
	子育て支援室 一時預かり室	1室	職員室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	1室
	調乳室	1室	乳児トイレ・浴室	2室
設備の種類	冷暖房完備・プールは夏季組立設置			

5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、保護者に対する子育ての支援など総合的な管理運営を行う。	1人	人
主幹保育教諭	園長の業務を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、保育の教育、指導を行う。	2人	人
保育教諭	園児の保育や保護者の支援等を行う。	16人	13人
保育補助	児童の保育の補助を行う。		4人
看護師	園児の健康管理、施設内の保健衛生管理及び施設職員の健康管理を行う。	1人	人
栄養士（委託）	園児の栄養指導及び管理		1人
調理員（委託）	調理の実施等	2人	3人
事務員	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。	人	1人
学校医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。	人	1人
学校歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。	人	1人
学校薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員の相談・指導を行う。	人	1人
環境整備職員	園内の環境整備や保育の補助を行う。		1人

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時00分～19時00分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	ただし、必要に応じて開園、休園する場合があります その場合は事前にお知らせします

7. 開園時間等

開園日数、 開園時間等	年間開園日数	293日		
	開園時間等 (平日)	開園時間	7時00分～19時00分(12時間)	
		教育時間 (1号認定児)	8時30分～13時30分(5時間)	
		保育時間	8時30分～16時30分(8時間)	
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	7時00分～19時00分(12時間)	
		教育時間		
		保育時間	8時30分～16時30分(8時間)	
	教育週数	44週		
	長期休業日 (1号認定児)	夏：	7月21日～8月31日	
		冬：	12月25日～1月7日	
春：		3月25日～4月7日		

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、預かり保育・延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、認定された時間を超える場合、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途延長保育料が必要となります。(一部例外あり)

8. 提供する保育等の内容

当園は、教育内容及び保育内容については、園児の年齢、発達に応じてこれをわけ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った内容に照らし、指導計画を立て、教育、保育を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。(園のガイドブック参照)

② 延長保育・預かり保育の提供

③ 育児相談事業

④ 障がい児保育

⑤ 地域子育て支援センター事業

9. 保護者参観について

子どもの成長・発達をお伝えするためクラス懇談会（年1回、11月）個人懇談会（年2回 5月、2月）、保育を楽しむ日（年1回）を行います。
必ずご出席ください。そのほかのご相談においては随時受付します。

10. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社マルワが行います）

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のおたよりで別途お知らせします。

毎月栄養士、主幹保育教諭、看護師が同席の給食会議を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時00分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
3歳児	10時00分頃	11時45分頃	15時00分頃	
4歳児	10時00分頃	12時00分頃	15時00分頃	
5歳児	10時00分頃	12時00分頃	15時00分頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さまに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出（年2回）が必要です。除去食及び代替食にて対応いたします。食物アレルギー対応マニュアルに沿って提供します。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を守口市へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿った衛生管理基準の作成のもと調理実施を致します。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1ヶ月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

11. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

守口市は0歳児から無償となります。

諸費の納入は口座振替させていただきます。（口座振替日は原則毎月20日）

未納の場合は現金にて園にお支払いください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をご負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

12. 利用の開始について

当園では、守口市の利用調整に基づき当園に入所決定された保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

園の利用に際してお願いしたいことについては、QRコードをご確認ください。



13. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ④ 諸費などの徴収金を3ヶ月滞納されたとき

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 学校医

医療機関の名称	吉岡医院
医院長名	吉岡 明美
所在地	大阪府守口市京阪北本通4-7
電話番号	06-6991-2859

② 歯科

医療機関の名称	山本歯科医院
医院長名	山本 洋一
所在地	大阪府守口市西郷通1-2-2
電話番号	06-6991-3159

③ 学校薬剤師

医療機関の名称	ちーぶ調剤薬局
薬剤師名	玉井 有子
所在地	守口市本町2-2-11 アベール守口駅前ビル1F
電話番号	06-6998-3151

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡をしますので、至急のお迎えをお願いします。

16. 感染症流行時の対応について

別紙（園のガイドブック参照）

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途当園が定める、消防計画書により対応します。			
避難・消火訓練	避難・消火訓練を月1回以上実施します。			
防災設備	自動火災報知機	有	誘導灯	有
	ガス漏れ報知器	有	非常警報装置	有
	スプリンクラー	無	その他、カーテン等の防災処理	有
	非常災害備蓄品	有	防災ずきん	有
一時避難場所	守口東高校・守口小学校			
拠点避難場所	守口東高校・守口小学校			

* 警報発令時の対応について

基本的には、警報が発令されていても園は開園しています。ただし、状況によっては休園や緊急降園となることがあります。警報発令時の対応については、携帯電話システム（コネクト）にてお知らせします。

非常災害時の登降園については、QRコードをご確認ください。



18. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 虐待防止マニュアルの作成、運用
- ② 職員に対して虐待防止研修を随時実施

19. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	蕪岡 春菜	
受付責任者	今中 俊介	
利用時間	8時30分～17時00分	
連絡先	電話 06-6909-0061 FAX 06-6909-0115	
第三者委員	海老名 恵一 電話 06-6991-2441 (社福) 恵由福祉会 理事長	春本 繁子 電話06-6330-3776 (社福) 成光苑 理事
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

21. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では子どもや家族の皆様の人権を守るために「個人情報保護に関する基本方針」を作成しています。

1、基本方針

社会福祉法人白鳩会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令、その他の関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報を守ることを宣言いたします。

2、個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取り扱いに際し、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセスなどのリスクに対して、必要な安全対策、予防措置などを講じて適切な管理を行います。

3、個人情報の利用目的

口頭もしくは文書により提供を受けた個人情報及び日々の保育で得た個人情報に関して下記の一覧表記載の主たる利用目的の通りに利用する他、広報活動、管理運営上の正当な目的を達成するために必要な範囲で利用します。

- ア、入園に関する業務
- イ、利用料金等の収納に関する業務
- ウ、保護者との連絡に関する業務
- エ、園児の保育に関する業務
- オ、園児の記録管理に関する業務
- カ、園児の健康状態に関する業務
- ク、行政への報告に関する業務
- ケ、各種関係機関への調整業務

4、安全性の確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全職員に周知徹底するために、個人情報に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じて評価・見直しを行い継続的な改善に努めます。

5、個人情報保護に関する問い合わせ窓口

利用者本人（保護者）から、当法人が保有する個人情報についてご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

**社会福祉法人白鳩会 幼保連携型認定こども園 白鳩チルドレンセンター八雲中
園長 今中 俊介**

なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内で個人情報の提供をします。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有するとき。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うとき。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うとき。

22. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動を行っています。

※保護者会規約に基づき保護者会より保護者会費の徴収があります。

(ご家庭控え)

重要事項説明書についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 幼保連携型 認定こども園
白鳩チルドレンセンター八雲中
説明者 園長 今中 俊介 ⑩

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて幼保連携型 認定こども園白鳩チルドレンセンター八雲中の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名 ⑩

児童との続柄

児童名

児童名

児童名